

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年3月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和4年8月1日（月）午前11時15分頃、周南市桜馬場通1丁目の県道下松新南陽線において、健康医療部健康づくり推進課職員の運転する公用車が、交差点を左折しようとした際、車両右側面に相手方自転車が衝突した人身事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥214,231-

2 専決処分の年月日

令和5年2月13日